

## 独立行政法人都市再生機構賃貸住宅居住者の居住の安定を求める意見書

全国で76万戸、本市で7,400戸を超える独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の賃貸住宅は、いわゆる住宅セーフティネット法において公的賃貸住宅と位置付けられ、高齢者や子育て世帯等の居住の安定のための配慮を行い、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努めることが求められている。

しかしながら、本年4月に行われた国の行政刷新会議のワーキンググループによる事業仕分けでは、機構の賃貸住宅事業について「高齢者・低所得者向け住宅の供給は自治体または国に移行、市場家賃部分は民間に移行する方向で整理」との評価がなされた。

また、国土交通省は本年2月に「独立行政法人都市再生機構のあり方に関する検討会」を設置し、検討会では事業仕分けの評価結果も踏まえて議論が行われ、機構のあるべき組織形態についての案が示された。

今後、検討会での議論を受けて、国は機構の組織の在り方を検討することになるが、機構の賃貸住宅については、独立行政法人都市再生機構法の制定時に衆参両院において、居住者の居住の安定を図ること、家賃の設定及び変更に際して居住者への過大な負担とならないよう配慮すること等の附帯決議が付されている。

よって、国及び機構におかれては、この附帯決議を遵守するとともに、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 機構の賃貸住宅について、国の責任の下で公的賃貸住宅として継続させること。
- 2 機構の賃貸住宅の家賃制度について、高齢者や子育て世帯等も安心して住み続けられる制度となるよう検討を行うこと。
- 3 機構が管理する賃貸住宅の再編方針を見直し、公的賃貸住宅の再生・発展のため新たな政策を策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

総務大臣

国土交通大臣

独立行政法人都市再生機構理事長